

ハ お
ン く
ド
ブ や
ッ
ク み

富 津 市
FuttsuCity



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

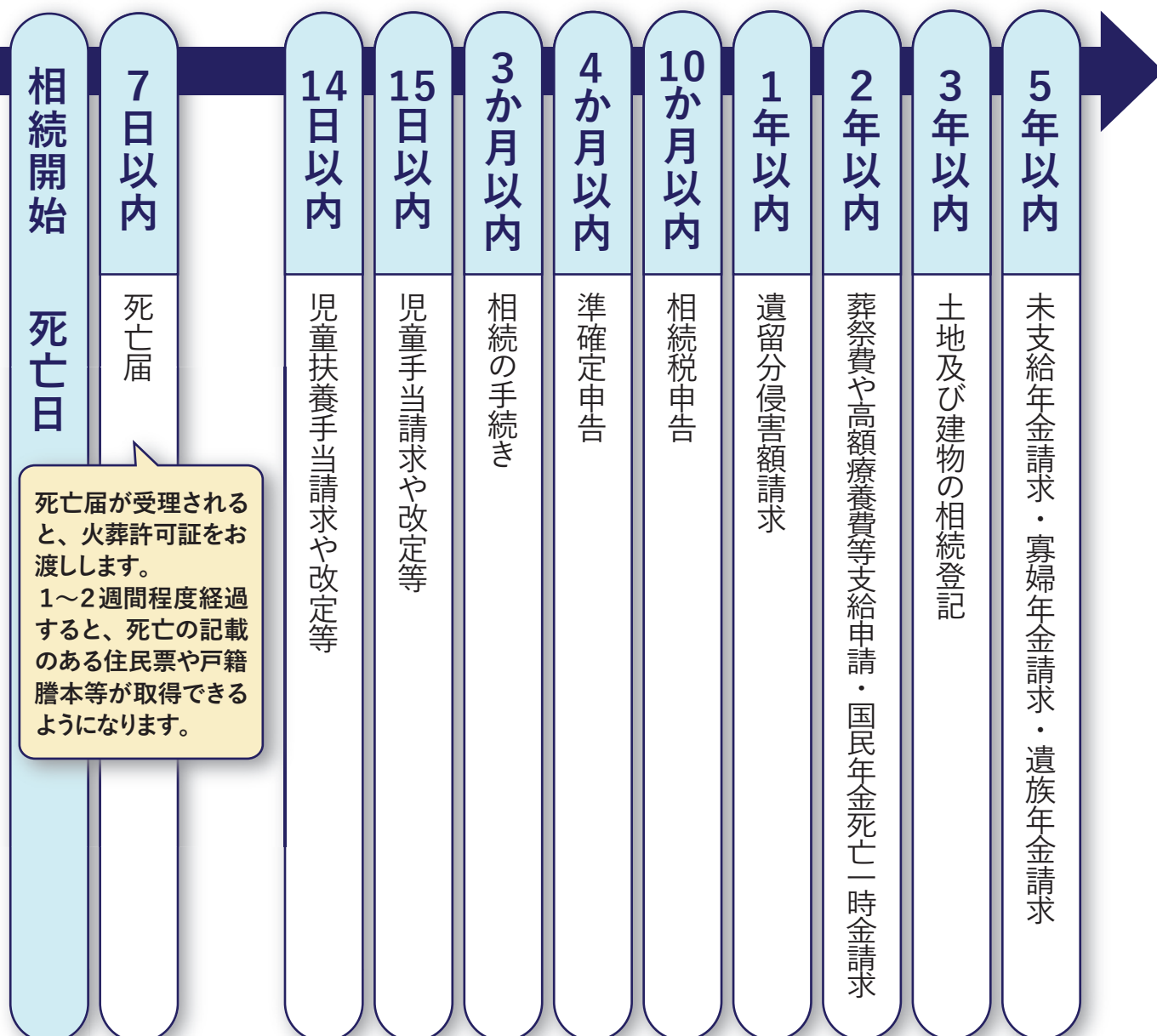
富津市では、

ご遺族の方が届出等をしなければならない市役所関係の手続きと、
一般的な市役所以外の手続きについて、『おくやみハンドブック』を
作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、各担当窓口までお問合せください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

富津市役所



手続きチェックリスト

項目	手続き内容	チェック	担当窓口	ページ
証明書等	戸籍(除籍)謄本の取得	☐	市民課 市民係	5A
	住民票(除票)の取得	☐		5B
	マイナンバーカード等の返納	☐		6C
	印鑑登録証の返納	☐		6D
国民健康保険	葬祭費支給申請	☐	国民健康保険課 国保資格給付係	7A
	高額療養費支給申請	☐		7B
後期高齢者医療	葬祭費支給申請	☐	国民健康保険課 後期・国保賦課係	8A
	相続人代表者の届出	☐		8B
	高額療養費支給申請	☐		8C
年金	未支給年金の請求	☐	市民課 市民係 または、 木更津年金事務所 ※年金の加入状況等により担当窓口が異なります	9A
	年金受給権者死亡届	☐		9B
	死亡一時金の請求	☐		10C
	寡婦年金の請求	☐		11D
	遺族基礎年金の請求	☐		12E
	遺族厚生年金の請求	☐	木更津年金事務所	13F
	農業者年金死亡届等	☐	農業委員会事務局	13G
税金	相続人代表者の指定	☐	課税課 市民税係・資産税係	14A
	軽自動車の廃止・名義変更	☐	課税課 市民税係	14B
	法人代表者の変更等	☐		15C
	未登記家屋の名義変更	☐	課税課 資産税係	15D
	共有固定資産の代表者変更	☐		15E
	納税に関する相談	☐	納税課 徴収対策係	16F
	市税口座振替の変更・廃止	☐	納税課 納税係	16G
介護	被保険者証等の返納	☐	介護福祉課 介護福祉係	17A
	相続人代表者の指定	☐		17B
	高額介護(予防)サービス費支給申請	☐		17C
	高齢者紙おむつ給付の停止	☐	介護福祉課 高齢者支援係	17D

手続きチェックリスト

項目	手続き内容	チェック	担当窓口	ページ
障がい	各種障害者手帳の返納	☐	障がい福祉課 障がい福祉係	18A
	各種手当の喪失・変更	☐		18B
	重度心身障害者医療費受給券の返納	☐		18C
	精神障害者医療費助成制度の喪失	☐		19D
	自立支援医療受給者証の返納	☐		19E
	有料道路障害者割引制度の登録削除	☐		20F
	自動車税の減免登録削除	☐		20G
子育て	保育所(園)・認定こども園・幼稚園	☐	保育課 保育係	21A・21B
	児童手当	☐	こども家庭課 子育て支援係	21C・22D
	児童扶養手当	☐		22E・22F・23G
	ひとり親家庭等医療費等助成	☐		23H・23I
	子ども医療費助成(受給券)	☐		24J・24K
	すくすくギフト	☐		24L・25M
	交通遺児等手当の申請	☐		25N
	保護者変更手続き等 学校給食費口座振替の変更・廃止 学校給食費の減免状況変更届	☐	学校教育課 学務係 給食係	25O 26P・26Q
交通災害 共済	千葉県市町村交通災害共済死亡 見舞金の申請	☐	市民課市民活動推進係	31A
ペット	犬の登録事項変更届	☐	環境保全課 環境衛生係	26A
農地 森林	農地法による届出	☐	農業委員会事務局	27A
	森林法による届出	☐	農林水産課 農林係	27B
市営住宅	市営住宅入居者等の手続き	☐	都市政策課 建設調査住宅係	28A・28B
タクシー券	タクシー運賃助成利用登録証の返却	☐	企画課 公共交通係	29A
水道	水道使用者等の名義変更	☐	かずさ水道広域連合企業団	30A
	水道所有者の名義変更	☐		30B

MEMO

[illegible]

市役所での手続き

住民

A 戸籍（除籍）謄本の取得

必要な持ち物

・本人確認書類

※本籍地が他市の場合郵送請求での申請もできます。(P40に申請用紙あり)詳しくは本籍地にお問合せください。

証明の種類	手数料
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	1通 450円
★戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	
除籍全部事項証明書（除籍謄本）	1通 750円
★除籍個人事項証明書（除籍抄本）	
改製原戸籍謄本	
★改製原戸籍抄本	1通 300円
★戸籍の附票	

★は、本籍地が富津市である場合のみ取得できます。

手続き期限

なし

手続きができる人

戸籍に記載されている人またはその配偶者、直系尊属（父母、祖父母）、直系卑属（子、孫）

※上記に記載のない方が申請する場合、委任状などの書類の添付が必要になりますので、事前にお問合せ下さい。なお、本籍地が他市の場合は、委任状での申請はできません。

窓口

市民課 市民係
☎ 0439-80-1253

B 住民票（除票）の取得

住所地が富津市のとき

必要な持ち物

・本人確認書類
・利害関係人とわかる疎明資料
(戸籍謄本及び提出先からのお便りなど)

<備考>

※世帯主、続柄、本籍、筆頭者の記載は原則省略となります。

記載させる場合はその理由がわかる疎明資料が必要です。

※マイナンバーは記載できません。

※提出先、使用目的が必要です。

手続き期限

なし

手続きができる人

相続人等

窓口

市民課 市民係
☎ 0439-80-1253

住民

C マイナンバーカード等の返納

マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちの方が亡くなられたとき

必要な持ち物

※番号制度の対象手続きでマイナンバー（個人番号）が必要となる場合がございますので、マイナンバーカード・通知カードの廃棄はその他の手続きが済みましたら、安全に廃棄していただくか、返納ご希望の方は、窓口までお持ちください。

※亡くなられた方の住民基本台帳カードは無効となります。返納をご希望の方は、窓口までお持ちください。

手続き期限

なし

手続きができる人

制限なし
（親族、後見人、施設職員など）

窓口

市民課 市民係
☎ 0439-80-1253

D 印鑑登録証の返納

印鑑登録をされていた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

・亡くなられた方の印鑑登録証

※亡くなられた方の印鑑登録証は自動的に無効となります。

手続き期限

なし

手続きができる人

相続人等

窓口

市民課 市民係
☎ 0439-80-1253

手続きの際の本人確認書類

下の一覧のうち、Aなら1点、Bなら2点、BとCなら各1点ずつの2点

※Cの確認書類2点では認められません。有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限りま

A	自動車運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付のもの)、在留カード、船員手帳等本人の顔写真付の公的証明書など
B	国民健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(顔写真のないもの)など
C	顔写真付学生証、社員証など キャッシュカード、預金通帳(戸籍の取得は不可)

※マイナンバーの通知カードは本人確認の書類にはなりません。

※番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバーをご提示いただきます。

※代理人が申請するときは、代理人の本人確認をします。また、委任状が必要となる場合がありますので、担当課へお問合せください。

※他市区町村の戸籍を申請する場合の本人確認書類は、Aのみとなります。

国民健康保険

A 葬祭費支給申請

国民健康保険に加入していた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・亡くなられた方の被保険者証
 - ・葬祭を行ったこと、葬祭執行者(喪主)を確認できるもの(会葬礼状または葬祭費用の領収書(注)など)
 - ・預金通帳等(葬祭執行者の振込先がわかるもの)
 - ・葬祭執行者のマイナンバーが確認できる書類
 - ・葬祭執行者の本人確認書類
 - ・葬祭執行者名義口座以外の口座に振込したい場合には委任状
- (注) 亡くなられた方と葬祭執行者の氏名が記載されたもの

手続き期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

手続きができる人

葬祭執行者等

窓口

国民健康保険課
国保資格給付係
☎ 0439-80-1271

B 高額療養費支給申請

国民健康保険に加入していた世帯が高額療養費の支給の対象となったとき

※該当となった場合には市からお知らせします。

必要な持ち物

- ・マイナンバーが確認できる書類
- ・本人確認書類
- ・預金通帳等(振込先がわかるもの)

手続き期限

受診月の翌月の1日(ただし、受診月の翌月以降に支払ったときは、支払った日の翌日)から2年以内

手続きができる人

※該当となった場合は、市からご家族等へお知らせします。

窓口

国民健康保険課
国保資格給付係
☎ 0439-80-1271

後期高齢者医療制度

A 葬祭費支給申請

後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・亡くなられた方の被保険者証
- ・葬祭を行ったこと、葬祭執行者(喪主)を確認できるもの(会葬礼状または葬祭費用の領収書(注)など)
- ・預金通帳等(葬祭執行者の振込先がわかるもの)
- ・葬祭執行者の本人確認書類
- ・葬祭執行者名義口座以外の口座に振込したい場合には委任状
(注) 葬祭執行者の氏名が記載されたもの

手続き期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

手続きができる人

葬祭執行者等

窓口

国民健康保険課
後期・国保賦課係
☎ 0439-80-1254

B 相続人代表者の届出

後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・預金通帳等(相続人のもの)

手続き期限

還付が発生してから2年以内

手続きができる人

相続人等

窓口

国民健康保険課
後期・国保賦課係
☎ 0439-80-1254

C 高額療養費支給申請

後期高齢者医療制度に加入していた方が高額療養費の支給の対象となったとき

※該当となった場合には市からお知らせします。

必要な持ち物

- ・マイナンバーが確認できる書類
- ・預金通帳等(振込先がわかるもの)
- ・本人確認書類
- ・印鑑(認印可)

手続き期限

受診月の翌月の1日(ただし、受診月の翌月以降に支払ったときは、支払った日の翌日)から2年以内

手続きができる人

※該当となった場合は、市からご家族等へお知らせします。

窓口

国民健康保険課
後期・国保賦課係
☎ 0439-80-1254

年金

A 未支給年金の請求

年金を受けている方が亡くなられたとき

必要な持ち物

受給していた年金が国民年金のみの場合の必要書類

- ・亡くなられた方の年金証書(あれば)
- ・亡くなられた方の住民票除票(本籍・続柄の記載されたもの)★
- ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード(氏名・住所が住民票の記載と一致する場合に限る)
- ・請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄の記載されたもの)★
- ・亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)
- ・生計同一関係に関する申立書(亡くなられた方と請求者が別世帯の場合に必要です)
- ・請求者の預貯金通帳(通帳がない場合はキャッシュカードも可)
- ・請求者の本人確認書類
- ・代理の方が手続きをするときは委任状と代理人の本人確認書類

※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。

※厚生年金保険等を受給していた場合の必要書類については、木更津年金事務所にお問合せください。

手続き期限

受給権者の年金の支払日の翌月1日から5年以内

手続きができる人

年金を受けていた方が亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他 ①～⑥以外の3親等内の親族

窓口

受給していた年金が国民年金のみの場合

市民課 市民係

☎ 0439-80-1253

受給していた年金が厚生年金保険等を含む場合

木更津年金事務所

☎ 0438-23-7760

B 年金受給権者死亡届

年金を受けている方が亡くなられたとき

なお、日本年金機構に個人番号(マイナンバー)が収録されている方は、原則として亡くなられた方の死亡の事実を確認できる書類の提出を省略できます

必要な持ち物

- ・亡くなられた方の年金証書(あれば)
- ・亡くなられた方の死亡の事実を確認できる書類(住民票除票、戸籍抄本、死亡診断書(コピー可)などのうち、いずれかの書類)
- ・届出者の本人確認書類

手続き期限

国民年金は死亡日から14日以内
厚生年金は死亡日から10日以内

手続きができる人

遺族など

窓口

木更津年金事務所

☎ 0438-23-7760

受給していた年金が国民年金のみの場合

市民課 市民係

☎ 0439-80-1253

C 死亡一時金の請求

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・亡くなられた方の年金手帳(あれば)
 - ・亡くなられた方の住民票除票(本籍・続柄が記載されたもの)★
 - ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード(氏名・住所が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ・請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄が記載されたもの)★
 - ・亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)
 - ・生計同一関係に関する申立書(亡くなられた方と請求者が別世帯の場合に必要です)
 - ・請求者の預貯金通帳(通帳がない場合はキャッシュカードも可)
 - ・請求者の本人確認書類
 - ・代理の方が手続きをするときは委任状と代理人の本人確認書類
- ※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。
- ・請求者の本人確認書類
 - ・代理の方が手続きをするときは委任状と代理人の本人確認書類

手続き期限

死亡日の翌日から2年以内

手続きができる人

亡くなられた方と生計を同じくしていた①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹の中で優先順位が高い方

※死亡一時金と寡婦年金の両方に当てはまる場合は、どちらか一方を選択します。

窓口

市民課 市民係
☎ 0439-80-1253

D 寡婦年金の請求

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなったとき
※平成29年8月1日より前の死亡の場合、25年以上の期間が必要です

必要な持ち物

- ・亡くなった方の年金手帳（あれば）
 - ・亡くなった方の住民票除票（本籍・続柄の記載されたもの）★
 - ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード（氏名・住所が住民票の記載と一致する場合に限る）
 - ・請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載されたもの）★
 - ・請求者の所得証明書 ★
 - ・戸籍謄本
 - ・請求者の預貯金通帳（通帳がない場合はキャッシュカードも可）
 - ・請求者の本人確認書類
 - ・年金証書（公的年金から年金を受けているとき）
 - ・代理の方が手続きをするときは委任状と代理人の本人確認書類
- ※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。

死亡の原因が第三者行為の場合に必要な書類

- ・第三者行為事故状況届（所定の様式あり）
 - ・交通事故証明または事故が確認できる書類
 - ・確認書（所定の様式あり）
 - ・被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類
 - ・損害賠償金の算定書
 - ・損害保険会社等への照会にかかる同意書
- ※詳しくは木更津年金事務所へお問合せください。

手続き期限

死亡日の翌日から5年以内

手続きができる人

亡くなった夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻
※支給は妻が60歳から65歳になるまでの間です。
※死亡一時金と寡婦年金の両方に当てはまる場合は、どちらか一方を選択します。

窓口

市民課 市民係
☎ 0439-80-1253

木更津年金事務所
☎ 0438-23-7760

E 遺族基礎年金の請求

国民年金に加入中の方や、老齢基礎年金の受給権者・受給資格を満たした方が亡くなられたとき(ただし、亡くなられた方について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が国民年金加入期間の3分の2以上あること)

必要な持ち物

- ・亡くなられた方の年金手帳(あれば)
 - ・死亡診断書(コピー可)
 - ・亡くなられた方の住民票除票(本籍・続柄の記載されたもの)★
 - ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード(氏名・住所が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ・請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄の記載されたもの)★
 - ・請求者(子を含む)の所得証明書 ★
 - ・亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)
 - ・請求者(子を含む)の預貯金通帳(通帳がない場合はキャッシュカードも可)
 - ・請求者の本人確認書類
 - ・代理の方が手続きをするときは委任状と代理人の本人確認書類
- ※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。

死亡の原因が第三者行為の場合に必要な書類

- ・第三者行為事故状況届(所定の様式あり)
- ・交通事故証明または事故が確認できる書類
- ・確認書(所定の様式あり)
- ・被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類
- ・損害賠償金の算定書

その他状況によって必要な書類

- ・年金証書
- ・合算対象期間が確認できる書類

手続き期限

死亡日の翌日から5年以内

手続きができる人

亡くなられた方に生計を維持されていた「18歳未満の子のある配偶者」または「18歳未満の子」。(子が障害年金等級1・2級に該当する場合は20歳)

窓口

市民課 市民係
☎ 0439-80-1253

死亡日が国民年金第3号被保険者期間中の場合
木更津年金事務所
☎ 0438-23-7760

年金

F 遺族厚生年金の請求

1. 厚生年金被保険者が亡くなられたとき、または厚生年金被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に亡くなられたとき。(ただし、遺族基礎年金と同様、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。)

2. 老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある者が亡くなられたとき

3. 1・2級の障害厚生(共済)年金を受けられる者が亡くなられたとき

必要な持ち物

※詳しい内容や必要な書類は年金事務所にお問合せください。

手続き期限

死亡日の翌日から5年以内

手続きができる人

亡くなられた方によって生計を維持されていた①妻②子、孫(18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金等級1・2級の者)③55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳からです。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も合わせて受給できます。)

※子のない30歳未満の妻は、5年間の有期給付となります。

※子のある配偶者、子(子とは18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金等級1・2級の障害者に限る)は、遺族基礎年金も併せて受けられます。

窓口

木更津年金事務所

☎ 0438-23-7760

G 農業者年金に係る死亡届・未支給年金の請求・死亡一時金の裁定請求

農業者年金を受給または加入されている方が亡くなられたとき

必要な持ち物

※死亡届等の提出先は、最寄りの農協窓口になります。詳細は農協各支店にお問合せください。

(参考)

- ・農業者年金証書
- ・受給権者の死亡日がわかる書類(戸籍謄本、住民票(除票)の写しなど)
- ・印鑑

手続き期限

速やかに

手続きができる人

遺族の方

窓口

最寄りの農協窓口

税金

A 相続人代表者の指定

納税者または特別徴収義務者が亡くなられたとき
(遺産の分割・取得者の決定ではなく、相続完了までの間の税金の管理者を決める手続き)

必要な持ち物

- ・相続人の代表者指定(変更)届出書
- ※相続放棄をしている場合には、その旨を確認できる書類(相続放棄申述書など)を求めます。
- ※その他、相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等)を求める場合があります。
- ・本人確認書類(6ページ参照)

手続き期限

速やかに

手続きができる人

納税者または特別徴収義務者の相続人

窓口

課税課

市民税係 ☎ 0439-80-1241

資産税係 ☎ 0439-80-1242

B 軽自動車の廃止・名義変更

次の車両の所有者が亡くなられたとき

- ・原動機付自転車(総排気量125cc以下のオートバイ・ミニカー・電動キックボード等)
- ・小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフトなど)

※大型バイク、三輪・四輪の軽自動車は34ページに記載のお問合せ先でお手続きください。

必要な持ち物

- ・標識交付証明書
- ・標識(ナンバープレート)、標識を紛失した場合には200円の弁償金
- ※相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等)を求める場合があります。
- ・本人確認書類(6ページ参照)

手続き期限

15日以内

手続きができる人

相続人

窓口

課税課 市民税係

☎ 0439-80-1241

税金

C 法人代表者の変更等

法人の代表者が亡くなられたとき

必要な持ち物

代表者の変更等

- ・法人届出書(変更後の登記事項証明書を添付)
- ・本人確認書類(6ページ参照)

手続き期限

登記完了後速やかに

手続きができる人

変更後の代表者等

窓口

課税課 市民税係

☎ 0439-80-1241

D 未登記家屋の名義変更

未登記家屋の所有者が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・家屋補充課税台帳所有者変更届出書
- ・遺産分割協議書の写し
- ・同意書(遺産分割協議書を作成していない場合)
- ・本人確認書類(6ページ参照)

手続き期限

相続が発生したことを知った日から
3か月以内

手続きができる人

相続人等

窓口

課税課 資産税係

☎ 0439-80-1242

E 共有固定資産の代表者変更

共有固定資産の代表納税義務者が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・共有者代表変更届出書
- ・本人確認書類(6ページ参照)

手続き期限

速やかに

手続きができる人

相続人または共有者

窓口

課税課 資産税係

☎ 0439-80-1242

税金

F 納税に関する相談

市税の未納がある方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・納税通知書または領収書
- ・本人確認書類(6ページ参照)
- ※相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等)を求める場合があります。

手続き期限

速やかに

手続きができる人

相続人等

窓口

納税課 徴収対策係
☎ 0439-80-1243

G 市税口座振替の変更・廃止

※口座振替の変更は変更先の金融機関・郵便局、廃止は口座振替を行っていた金融機関・郵便局の窓口で手続き

市税振替口座の名義人が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・納税通知書または領収書
- ・本人確認書類(6ページ参照)
- ※相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等)を求める場合があります。
- ・口座振替変更/廃止依頼書(納税課または市内金融機関・郵便局の窓口にあります。)
- ・通帳またはキャッシュカード・銀行届出印(口座変更を行う場合は変更希望する金融機関・郵便局のもの)
- ※税目によっては所有者等が変更になることで口座振替変更の手続きが必要になる場合もあります。詳しくは納税係までお問合せください。

手続き期限

速やかに(振替口座変更手続き後、引落しが開始されるまで2か月程かかります。)

手続きができる人

相続人等

窓口

納税課 納税係
☎ 0439-80-1246
届出は金融機関・郵便局の窓口へ

介護

A 被保険証等の返納

要介護・要支援認定をお持ちの被保険者が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・介護保険被保険者証
- ・介護保険負担割合証
- ・介護保険負担限度額認定証

手続き期限

速やかに

手続きができる人

相続人等

窓口

介護福祉課 介護福祉係
☎ 0439-80-1262

B 相続人代表者の指定

介護保険被保険者（65歳以上）が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等）
- ※相続放棄をしている場合はその旨確認できる書類の提出を求める場合があります。

手続き期限

概ね3か月

手続きができる人

相続人等

窓口

介護福祉課 介護福祉係
☎ 0439-80-1262

C 高額介護（予防）サービス費支給申請

介護保険のサービスを利用されていた方が高額介護（予防）サービス費の支給の対象となったとき

※該当となった場合には市からお知らせいたします。

必要な持ち物

- ・預金通帳等（振込先がわかるもの）
- ・本人確認書類

手続き期限

介護保険サービス提供月の翌月1日から2年以内

手続きができる人

※該当となった場合は、市からご家族等へお知らせいたします。

窓口

介護福祉課 介護福祉係
☎ 0439-80-1262

D 高齢者紙おむつ給付の停止

高齢者紙おむつ給付を受けていた方が亡くなられたとき

手続き期限

速やかに

手続きができる人

親族等

窓口

介護福祉課 高齢者支援係
☎ 0439-80-1300

障がい

A 各種障害者手帳の返納

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・各種手帳

手続き期限

速やかに

手続きができる人

制限なし
(親族、後見人、施設職員など)

窓口

障がい福祉課 障がい福祉係
☎ 0439-80-1260

B 各種手当の喪失・変更

下記の手当について対象の障がい児者、もしくは手当受給者が亡くなられたとき

- ・特別児童扶養手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・経過的福祉手当
- ・在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害者福祉手当

必要な持ち物

※手当の種類や、亡くなられた方によって手続きに必要なものが異なります。詳しくは障がい福祉課までお問合せください。

手続き期限

速やかに
(受給資格がなく手当を受給した場合は、手当の返還を求めることあり)

手続きができる人

制限なし
(親族、後見人、施設職員など)

窓口

障がい福祉課 障がい福祉係
☎ 0439-80-1260

C 重度心身障害者医療費受給券の返納

重度心身障害者医療助成制度を受けていた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・重度心身障害者医療費受給券
- ・障がい者本人以外の預金通帳等(振込先がわかるもの)

手続き期限

速やかに

手続きができる人

制限なし
(親族、後見人、施設職員など)

窓口

障がい福祉課 障がい福祉係
☎ 0439-80-1260

障がい

D 精神障害者医療費助成制度の喪失

精神障害者医療費助成制度を受けていた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

障がい者本人以外の預金通帳等(振込先がわかるもの)

手続き期限

速やかに

手続きができる人

制限なし
(親族、後見人、施設職員など)

窓口

障がい福祉課 障がい福祉係
☎ 0439-80-1260

E 自立支援医療受給者証の返納

自立支援医療を受けていた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

・自立支援医療受給者証

手続き期限

速やかに

手続きができる人

制限なし
(親族、後見人、施設職員など)

窓口

障がい福祉課 障がい福祉係
☎ 0439-80-1260

障がい

F 有料道路障害者割引制度の登録削除

有料道路障害者割引制度を受けており、ETC利用を登録していた方が亡くなられたとき

※庁内で障害者割引ETC利用登録削除依頼書をお渡しすることのみ可能です。

必要な持ち物

※詳しくは有料道路ETC割引係にお問合せください。

手続き期限

※詳しくは有料道路ETC割引係にお問合せください。

手続きができる人

※詳しくは有料道路ETC割引係にお問合せください。

窓口

障がい福祉課 障がい福祉係
☎ 0439-80-1260

G 自動車税の減免登録削除

自動車税の減免を受けていた方が亡くなられたとき
※庁内で手続きはできませんが、案内のみ可能です。

必要な持ち物

※詳しくは木更津県税事務所にお問合せください。

手続き期限

※詳しくは木更津県税事務所にお問合せください。

手続きができる人

※詳しくは木更津県税事務所にお問合せください。

窓口

障がい福祉課 障がい福祉係
☎ 0439-80-1260

子育て

A 保育所(園)・認定こども園・幼稚園の認定申請内容変更届

保護者が亡くなられたとき

手続き期限

速やかに

手続きができる人

親族等

窓口

保育課 保育係
☎ 0439-80-1312

B 保育所(園)・認定こども園・幼稚園の退所(園)手続き

児童が亡くなられたとき

手続き期限

速やかに

手続きができる人

保護者

窓口

保育課 保育係
☎ 0439-80-1312

C 児童手当の認定請求または未支払手当請求

受給者が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・新たに受給者になる方の口座確認書類
(通帳やキャッシュカードの写し)
- ・支給対象児童名義の口座確認書類

手続き期限

死亡日から15日以内
(認定請求した翌月分から支給)

手続きができる人

新たに受給者になる方

窓口

こども家庭課 子育て支援係
☎ 0439-80-1256

子育て

D 児童手当の額改定届または消滅届

児童が亡くなられたとき	手続き期限 死亡日から15日以内
	手続きができる人 受給者
	窓口 こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0439-80-1256

E 児童扶養手当の受給者死亡届(資格喪失届) 未支払手当請求

受給資格者が亡くなられたとき 必要な持ち物 ・児童扶養手当証書 ・対象児童の口座がわかるもの	手続き期限 死亡日から14日以内
	手続きができる人 死亡の届出義務者
	窓口 こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0439-80-1256

F 児童扶養手当の額改定(減額)届または資格喪失届

対象児童が亡くなられたとき 必要な持ち物 ・児童扶養手当証書	手続き期限 死亡日から14日以内
	手続きができる人 児童扶養手当受給資格者
	窓口 こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0439-80-1256

子育て

G 児童扶養手当の認定請求

18歳に達する日以後最初の3月31日まで(一定の障がいがある場合は20歳まで)の児童を監護している保護者が亡くなられたとき

必要な持ち物

※詳しくはお問合せください。

手続き期限

認定請求した翌月分から支給
(所得制限あり)

手続きができる人

対象児童を監護(養育)する人

窓口

こども家庭課 子育て支援係
☎ 0439-80-1256

H ひとり親家庭等医療費等助成の資格認定申請

18歳に達する日以後最初の3月31日まで(一定の障がいがある場合は20歳まで)の児童を監護している保護者が亡くなられたとき

必要な持ち物

※詳しくはお問合せください。

手続き期限

認定申請をした日から助成対象
(所得制限あり)

手続きができる人

対象児童を監護(養育)する人

窓口

こども家庭課 子育て支援係
☎ 0439-80-1256

I ひとり親家庭等医療費等助成の資格変更(児童減)届または資格喪失届

対象児童が亡くなられたとき

必要な持ち物

・ひとり親家庭等医療費等助成受給券

手続き期限

速やかに

手続きができる人

児童の保護者

窓口

こども家庭課 子育て支援係
☎ 0439-80-1256

子育て

J 子ども医療費助成受給券の返納

子ども医療費助成受給券の対象児童が亡くなったとき

必要な持ち物

・子ども医療費助成受給券

手続き期限

速やかに

手続きができる人

保護者または児童を監護する人

窓口

こども家庭課 子育て支援係

☎ 0439-80-1256

K 子ども医療費助成の保護者変更

子ども医療費助成受給券対象児童の保護者が亡くなったとき

必要な持ち物

・子ども医療費助成受給券

手続き期限

速やかに

手続きができる人

保護者または児童を監護する人

窓口

こども家庭課 子育て支援係

☎ 0439-80-1256

L すくすくギフト受給事由喪失届

対象児童が亡くなったとき

手続き期限

速やかに

手続きができる人

保護者

窓口

こども家庭課 子育て支援係

☎ 0439-80-1256

子育て

M すくすくギフト受給事由変更届(保護者の変更)

保護者が亡くなられたとき

手続き期限

速やかに

手続きができる人

保護者または児童を監護する人

窓口

こども家庭課 子育て支援係
☎ 0439-80-1256

N 交通遺児等手当の申請

本市の住民基本台帳に記載されている義務教育終了前の方で、交通事故により父又は母が亡くなられたとき
※この他にも要件があるため、お問合せください

必要な持ち物

※詳しくはお問合せください

手続き期限

速やかに

手続きができる人

保護者(親権者又は親権者以外の者で、現に遺児と同居して生計をともにし、保護教育する者)

窓口

こども家庭課 子育て支援係
☎ 0439-80-1256

O 保護者変更手続き等

富津市内の小中学校に在学している児童生徒の保護者が亡くなられたとき

手続き期限

速やかに

手続きができる人

児童生徒の保護者または親族など

窓口

学校教育課 学務係
☎ 0439-80-1339

P

学校給食費口座振替の変更・廃止

※口座振替の変更は変更先の金融機関・郵便局、廃止は口座振替を行っていた金融機関・郵便局の窓口で手続き

学校給食費振替口座の名義人が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・口座振替変更/廃止依頼書(学校教育課で用紙をお渡しいたします。)
- ・本人確認書類(6ページ参照)
- ・亡くなられた方との関係を確認できる書類(戸籍謄本等)を求める場合があります。
- ・通帳またはキャッシュカード
- ・銀行届出印(口座変更を行う場合は、変更を希望する金融機関・郵便局のもの)

手続き期限

速やかに(振替口座変更手続き後、引き落とし開始されるまで2か月程かかります。)

手続きができる人

新たに学校給食費を口座振替される口座名義人の方

窓口

学校教育課 給食係

☎ 0439-80-1343

届出は金融機関・郵便局の窓口へ

Q

学校給食費の減免状況変更届

第3子以降・学校給食費の減免の決定を受けている方で減免申請書に記載した事項に変更が生じたとき

必要な持ち物

- ・富津市学校給食費減額・免除決定通知書
- ・変更後の状況を確認できる書類(戸籍謄本等)

手続き期限

速やかに

手続きができる人

児童・生徒の保護者・学校給食費負担者等

窓口

学校教育課 給食係

☎ 0439-80-1343

ペット

A

犬の登録事項変更届

犬の飼い主が亡くなられたとき
(届け先は新しい飼い主のお住まいの自治体となります。)

必要な持ち物

※詳しくはお問合せください。

手続き期限

変更後速やかに

手続きができる人

犬の(新)飼い主

窓口

環境保全課 環境衛生係

☎ 0439-80-1273

農地森林

A 農地法第3条の3第1項の規定による届出書

農地所有者が亡くなられた場合

必要な持ち物

- ・相続人の印鑑（認印可）
- ・農地の所在地番、地目、面積がわかるもの

手続き期限

相続登記の完了後速やかに

手続きができる人

相続人

窓口

農業委員会事務局
☎ 0439-80-1328

B 森林の土地の所有者届出

地域森林計画対象森林の土地の相続を受けた場合

必要な持ち物

- ・土地の位置を示す地図
 - ・土地の登記事項証明書またはその他届出の原因を証明する書面（遺産分割協議の協議書や登記完了証等）（写しも可）
- ※届出の対象の森林であるかの確認は農林水産課にお問合せください。

手続き期限

所有者となった日から90日以内

手続きができる人

相続人

窓口

農林水産課 農林係
☎ 0439-80-1282

市営住宅

A 異動届の提出

市営住宅の入居者が亡くなられた場合

必要な持ち物

- ・本人確認書類
- ・印鑑
- ・亡くなられた方の住民票除票

手続き期限

速やかに

手続きができる人

亡くなられた方以外の入居者または親族

窓口

都市政策課 建設調査住宅係
☎ 0439-80-1297

B 市営住宅承継入居承認申請書の提出または退去届の提出

市営住宅の名義人が亡くなられた場合承継または退去の手続きが必要

必要な持ち物

- ・本人確認書類
- ・印鑑
- ・退去の場合、入居している方全員の住民票
- ・承継の場合、亡くなられた方の住民票除票

手続き期限

速やかに

手続きができる人

名義人以外の入居者または親族

窓口

都市政策課 建設調査住宅係
☎ 0439-80-1297

タクシー券

A 富津市タクシー運賃助成利用登録証の返却

富津市タクシー運賃助成利用登録をされている方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・富津市タクシー運賃助成利用登録証
- ・未使用の富津市タクシー運賃助成利用券

手続き期限

速やかに

手続きができる人

親族等

窓口

企画課 公共交通係

☎ 0439-80-1229

水道

A 水道使用者等の名義変更

水道使用者または水道料金の口座振替の名義人が亡くなったとき

必要な持ち物

※電話でも受付可能

手続き期限

速やかに

手続きができる人

親族(相続人)等

窓口

かずさ水道広域連合企業団
富津営業所
☎ 0439-66-1111

B 水道所有者の名義変更

給水装置(水道メーター等)の権利を有する方が亡くなったとき

必要な持ち物

- ・本人確認書類(写)
- ・相続登記完了後の建物登記簿謄本
- ・公図

※公図については登記簿に記載されている所在地(地番)と設置場所の所在地(住居表示)が異なる場合

手続き期限

相続後速やかに

手続きができる人

親族(相続人)等

窓口

かずさ水道広域連合企業団(代表)
☎ 0438-38-3276

交通災害共済

A 千葉県市町村交通災害共済死亡見舞金の申請

千葉県市町村交通災害共済の加入者が車両の交通による事故で亡くなられたとき
※この他にも要件があるため、お問合せください

必要な持ち物

※詳しくはお問合せください

手続き期限

死亡日から2年以内

手続きができる人

加入者が指定した受取人
※受取人が未成年の場合は、法定代理人
また、指定した受取人がいない場合、受取基準があるため、お問合せください。

窓口

市民課 市民活動推進係
☎ 0439-80-1252

MEMO

[illegible]

市役所以外で行う主な手続き一覧

対象	主な手続き	チェック	問合せ先
厚生年金保険 共済年金など	■未支給年金請求 遺族厚生年金請求等	☐	日本年金機構 木更津年金事務所 木更津市新田3丁目4番31号 ☎ 0438-23-7616 または、亡くなられた方が加入 していた共済組合
健康保険 (国民健康保険以外)	■埋葬料(費)の 支給申請等	☐	亡くなられた方が加入されて いた健康保険組合
国税関係	■相続税手続き ■所得税・消費税の申告 手続き	☐	木更津税務署 木更津市富士見2丁目7番18号 ☎ 0438-23-6161
県税関係	■相続人の代表者の指定 ■自動車税の減免に該当 しなくなったことの申告 手続き	☐	木更津県税事務所 木更津市貝淵3丁目13番34号 ☎ 0438-25-1110
不動産登記関係	■土地や家屋等移転登記	☐	千葉地方法務局 木更津支局 木更津市東中央3丁目1番7号 ☎ 0438-22-2531
遺言書	■検認・開封	☐	千葉県家庭裁判所木更津支部 木更津市新田2丁目5番1号 ☎ 0438-22-3775
相続放棄 ※手続きの期間が定めら れています。	■相続放棄の申立	☐	
遺産分割協議	■遺産分割協議の申立	☐	
特別永住者証明書 在留カード	■返納	☐	東京出入国在留管理局 千葉出張所 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティーセンター内 ☎ 043-242-6597
生命保険等	■死亡保険金の請求 ■入院給付金の請求等	☐	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	■名義変更・解約等	☐	加入していた損害保険会社 または代理店
預貯金口座等	■口座凍結の解除	☐	各金融機関等
株式等	■名義変更	☐	証券会社等
国債等	■記名変更 ■償還金受領	☐	償還金支払場所または 証券保管証書に記載の郵便局

市役所以外で行う主な手続き一覧

対象	主な手続き	チェック	問合せ先
クレジットカード	■解約	☐	各契約会社
固定電話・携帯電話	■契約承継・解約	☐	各契約会社
インターネット	■名義変更・解約等	☐	各契約会社
NHK受信料	■名義変更・解約	☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
電気・ガス料金等	■名義変更・解約	☐	各契約会社
ケーブルテレビ	■名義変更・解約	☐	各契約会社
自動車運転免許証	■返納	☐	富津警察署 富津市海良121番地1 ☎0439-66-0110
水道	■使用者等の名義変更 ■所有者の名義変更	☐	かずさ水道広域連合企業団 木更津市潮見2丁目8番地 ☎0438-38-3276(代表)
普通自動車 大型バイク	■名義変更 ■廃車 等	☐	袖ヶ浦自動車検査登録事務所 袖ヶ浦市長浦580番地77 ☎050-5540-2025 (ガイダンス中 0・3・7プッシュ)
三輪・四輪の軽自動車	■名義変更 ■廃車 等	☐	軽自動車検査協会 千葉事務所 袖ヶ浦支所 袖ヶ浦市長浦580番地101 ☎050-3816-3116

相談窓口

相談内容		問合せ先
無料法律相談(予約制)	毎月:第1・第3金曜日 場所:富津市役所内	富津市社会福祉協議会 ☎ 0439-87-9611
司法書士の紹介	不動産登記の依頼など	千葉司法書士会 ☎ 043-246-2666
税理士の紹介	相続税、所得税の準確定申告の依頼など	千葉県税理士会木更津支部 ☎ 0438-37-9000 (9:00~15:00)
弁護士との相談	相続放棄、遺産分割協議や遺産分割調停などの相談・依頼	千葉県弁護士会 ☎ 043-227-8431
法的トラブルの相談	法的トラブル全般の相談、無料法律相談(資力基準があります)。弁護士、司法書士費用の分割払い制度などの案内	法テラス千葉 ☎ 0570-078374

MEMO

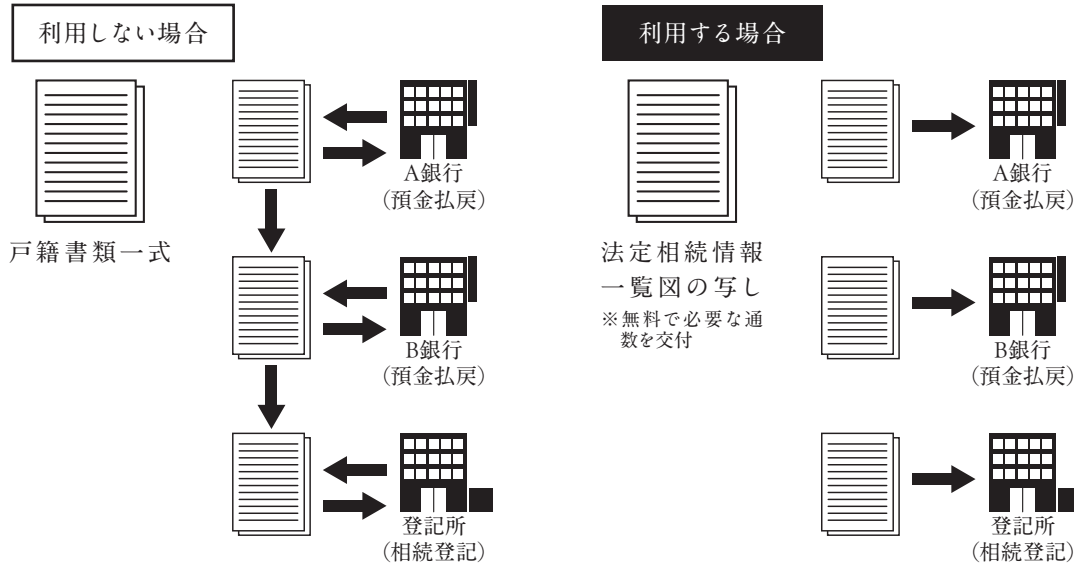
[illegible]

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③利用

各種相続手続にお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続は専門家※2に依頼することも可能です。

※2弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

法務局ホームページ

検索

MEMO

[illegible]

記入される前にお読みください

※必ず委任者が全ての事項をボールペン（消えるボールペン不可）で記入し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、

委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※委任状の作成日から、3ヵ月以内に申請してください。

※この委任状はコピーしてご利用ください。

委任状

(宛先)富津市長

令和 年 月 日作成

委任者

住所

氏名



生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日

連絡先電話番号 - -

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所

氏名

委任事項（委任する事項に✓を付してください）

- ☐ 住民異動手続き（転入・転居・転出・世帯主変更）
- ☐ 戸籍（除籍）謄抄本、改製原戸籍謄抄本、住民票（除票）の交付申請及び受領
- ☐ 市税に関する証明書の交付申請及び受領
- ☐ 年金請求手続き
- ☐ その他

※本人が病気等で委任状の自署が困難なときには代筆ができます。

代筆するときは本人の押印及び拇印と自署ができない理由、代筆者の氏名・住所を付記してください。

戸籍証明書等の郵送請求書

市長あて

本籍			
筆頭者		※戸籍のはじめに書いてある人 ※亡くなられていても変わりません	
番号（必要なもの）を○で囲んで下さい。			個人事項証明・抄本・身分証明書・附票個人のときは、必要な人の氏名を必ず記入して下さい
1	戸籍全部事項証明(謄本)450円	通	◎必要な人の氏名
2	戸籍個人事項証明(抄本)450円	通	
3	改製原戸籍謄本または抄本(昭和) 750円	通	
4	改製原戸籍謄本または抄本(平成) 750円	通	相続の場合は必ず記入して下さい ()様死亡に伴う手続きで、 ☐ 死亡した人の出生から死亡までが 各()通必要 ☐ 死亡した人の婚姻から死亡までが 各()通必要 ☐ ()と()の関係が わかるものが()通必要
5	除籍謄本または抄本750円	通	
6	戸籍の附票(全員または個人)300円 ※使用目的などの欄に必要な住所を記入 ☒ がない場合は記載されません。 ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙人	通	
7	身分証明書300円	通	
※全部事項証明、謄本とは、その戸籍の全部、個人事項証明、抄本とは、その戸籍の個人のものを写したものです			
最近2週間以内に戸籍の届出をした方は、記入して下さい			
令和 年 月 日に()届を()市区町村に提出			
附票請求の場合		必要な住所がある場合は、記入してください。	
請求書	住所	〒 -	昼間連絡のつく電話番号
	氏名		筆頭者との続柄 本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他()
使用目的	☐ ()年金の()手続きのため()へ提出 ☐ 不動産の名義変更の手続きのため()へ提出 ☐ 法定相続情報一覧図の作成のため()へ提出 ☐ 保険金請求のため()へ提出 ☐ その他 _____		
・手数料は、郵便局の定額小為替（無記名で切り取りのない状態）でお願いします。 ※現金・切手・印紙不可 ・ご請求いただいた証明書は、請求者の住民登録地に返送させていただきます。			

※戸籍に関する証明書は本籍地の市区町村でしか取得できません。
 詳細は、本籍地の市区町村にお問合せください。

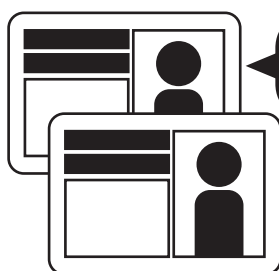
郵送申請までの流れ

①申請用紙に記入する



電話番号を忘れずに!

②顔写真付きの身分証をコピーする



有効期限内のものを
両面(表・裏)コピー

※マイナンバーカードの
裏面コピーは不要です

③定額小為替を郵便局で購入する

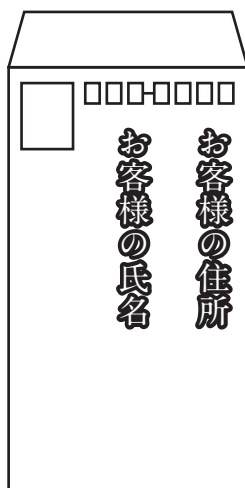


記入や切り取りはせ
ず、控えを保管します

定額小為替証書		控え
450円	450円	450円

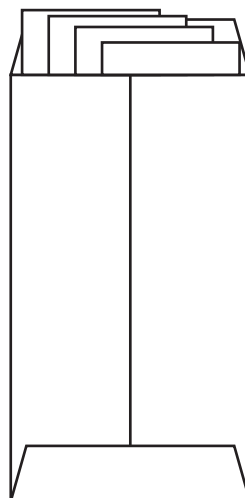
※お釣りのないようにご用意ください

④返信用封筒を用意する



切手を忘れずに!

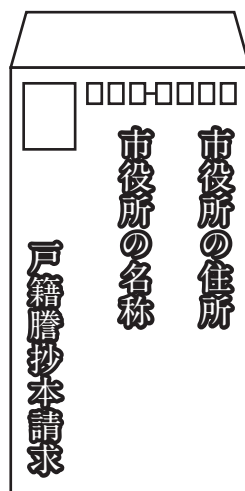
⑤市役所行きの封筒に①～④を封入する



裏

用意ができたものに
✓する

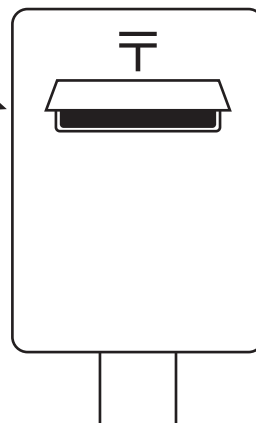
- | | |
|----------|--------------------------|
| ①申請書 | ☐ |
| ②身分証のコピー | ☐ |
| ③定額小為替 | ☐ |
| ④返信用封筒 | ☐ |



表

戸籍謄抄本を請求する
①市役所の住所
②市役所の名称(宛先)
③戸籍謄抄本請求である
旨を記載する

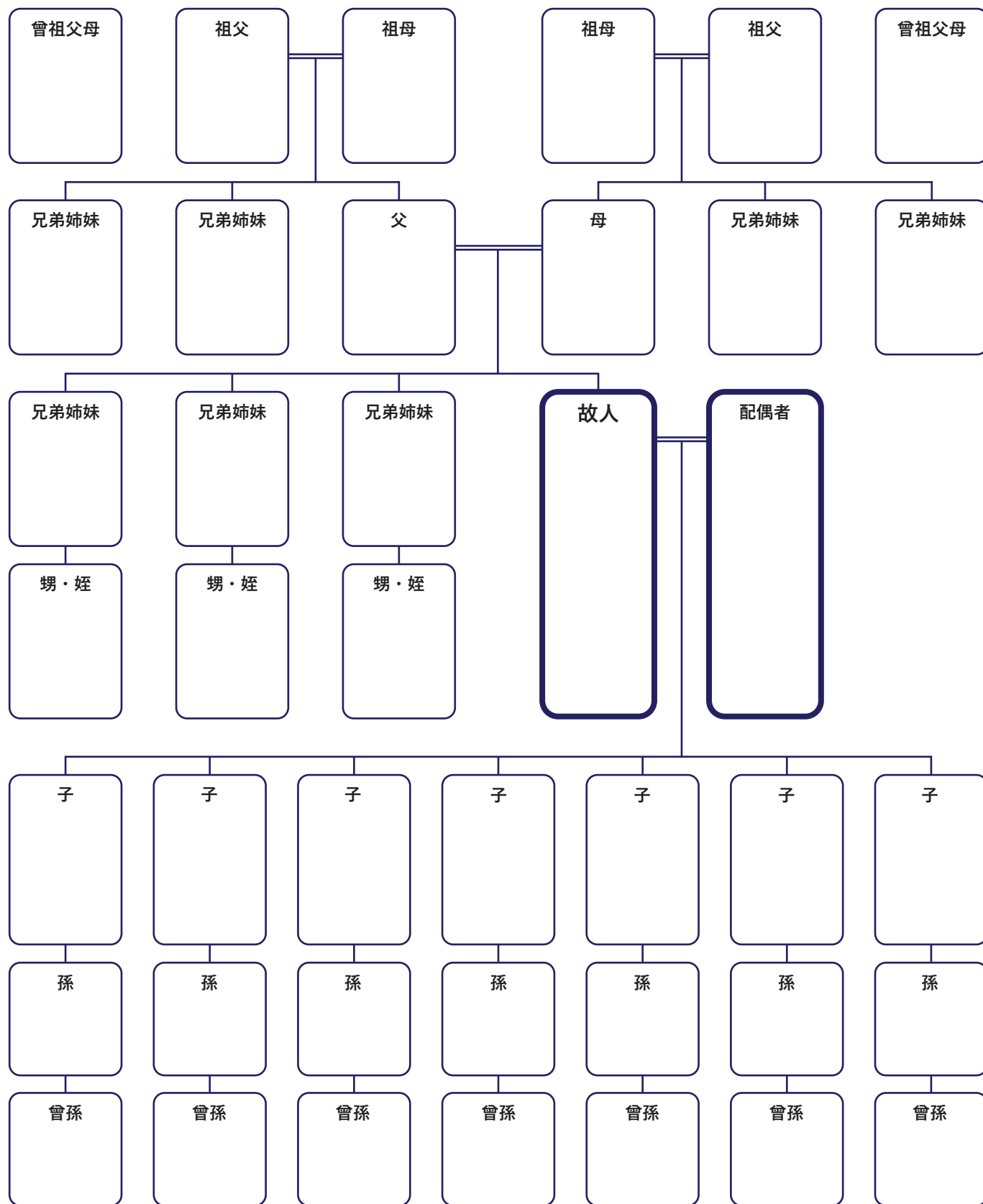
全ての用意ができたなら
ポストへ投函!



この書類の提出先

〒 _____ 都道府県 _____ 市区町村 _____
_____ 市役所
連絡先 _____

ご遺族メモ／家系図（3親等以内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) と43ページを御覧ください。

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]



発 行 富 津 市 役 所
編 集 / 制 作 株 式 会 社 鎌 倉 新 書
発 行 年 2024年4月作成